

マージン率の公開及び、労働者派遣事業に係る各種情報について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項及び、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の16の規定に基づき下記事業所における労働者派遣事業の状況を公開いたします。

株式会社ライフシールド 東京オフィス

対象期間：2023年4月1日～2024年3月31日

住所	東京都中央区新川1丁目3番10号 旭ビルディング6階
派遣先数	418
派遣労働者数	138 (2024年6月1日時点)
派遣料金1人あたりの平均額	23,762 (1日8時間あたり)
派遣社員平均賃金	18,251 (1日8時間あたり)
マージン率	23.19%
福利厚生サービス	日払い・週払い

■教育訓練について

教育訓練内容	対象者	方法	実施者	訓練者負担	賃金支給
安全衛生教育	新規入職者	OFF-JT	事業主	無	有
機密保持研修	新規入職者	OFF-JT	事業主	無	有
職務別入職時基礎研修	新規入職者	OJT	事業主	無	有
各職能別訓練	派遣中労働者 (2年目以上)	OFF-JT	事業主	無	有
リーダー研修	派遣中労働者 (4年目以上)	OFF-JT	事業主	無	有

■労使協定について

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項/労使協定を締結しているか否か	締結済み
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項/労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	原則として派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項/労使協定の有効期間	2025年3月31日

■キャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティング相談窓口	東京オフィス TEL：03-3553-3870
------------------	-------------------------

株式会社ライフシールド 大阪オフィス

対象期間：2023年4月1日～2024年3月31日

住所	大阪府大阪府中央区安土町1丁目5番8号 本町DSビル805号室
派遣先数	78
派遣労働者数	21（2024年6月1日時点）
派遣料金1人あたりの平均額	22,394（1日8時間あたり）
派遣社員平均賃金	16,296（1日8時間あたり）
マージン率	27.23%
福利厚生サービス	日払い・週払い

■教育訓練について

教育訓練内容	対象者	方法	実施者	訓練者負担	賃金支給
安全衛生教育	新規入職者	OFF-JT	事業主	無	有
機密保持研修	新規入職者	OFF-JT	事業主	無	有
職務別入職時基礎研修	新規入職者	OJT	事業主	無	有
各職能別訓練	派遣中労働者 (2年目以上)	OFF-JT	事業主	無	有
リーダー研修	派遣中労働者 (4年目以上)	OFF-JT	事業主	無	有

■労使協定について

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項/労使協定を締結しているか否か	締結済み
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項/労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	原則として派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項/労使協定の有効期間	2025年3月31日

■キャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティング相談窓口	大阪オフィス TEL：06-6484-6953
------------------	-------------------------

株式会社ライフシールド 広島オフィス

対象期間：2023年4月1日～2024年3月31日

住所	広島県広島市中区大手町2丁目8番1号 大手町スクエア6階B区画
派遣先数	5
派遣労働者数	8（2024年6月1日時点）
派遣料金1人あたりの平均額	20,180（1日8時間あたり）
派遣社員平均賃金	14,180（1日8時間あたり）
マージン率	29.73%
福利厚生サービス	日払い・週払い

■教育訓練について

教育訓練内容	対象者	方法	実施者	訓練者負担	賃金支給
安全衛生教育	新規入職者	OFF-JT	事業主	無	有
機密保持研修	新規入職者	OFF-JT	事業主	無	有
職務別入職時基礎研修	新規入職者	OJT	事業主	無	有
各職能別訓練	派遣中労働者 (2年目以上)	OFF-JT	事業主	無	有
リーダー研修	派遣中労働者 (4年目以上)	OFF-JT	事業主	無	有

■労使協定について

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項/労使協定を締結しているか否か	締結済み
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項/労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	原則として派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項/労使協定の有効期間	2025年3月31日

■キャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティング相談窓口	広島オフィス TEL：082-909-4001
------------------	-------------------------